

社労士オフィス.KAN

KAN 通信

VOL9

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫汰
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘 1-26-14
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291
 e-mail: kanroumu3.lcocoa@ares.eonet.ne.jp

2019 年度からの社会保障改革の原案が明らかに

◆ 3年ぶりに経済・財政再生計画を全面改定

12月6日、政府が年内に決定する経済・財政再生計画の原案が明らかになりました。

前回の策定から3年ぶりの全面改定で、今回は社会保障改革に関する項目が100近く盛り込まれるなど、大幅に増加しています。

工程表の作成は、今年6月に安倍首相が経済財政諮問会議に指示していたもので、10日の会議で案が示され、年内にも決定されます。

◆ 1年で雇用改革を断行

まず、2019年度は何歳になっても働ける「生涯現役」の社会づくりに取り組むと明記しています。これまで65歳以上への継続雇用年齢の引上げについて検討されてきましたが、それを踏まえて改革を進めることが盛り込まれています。11月26日の会議資料によれば、混乱が生じないよう、65歳までの現行法

制度は改正を検討せず、65歳以上への継続雇用につき「一定のルールの下で各社の自由度がある法制を検討する」とされています。

さらに、高齢者や女性の就労拡大を促すため、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大を図ることも盛り込まれています。

◆ 3年間で社会保障改革を

高齢者雇用の拡大と併せて、年金受給開始年齢を柔軟に選べるようにする改革、在職老齢年金制度の見直しを進めることも盛り込まれました。

さらに、マクロ経済スライドの仕組みや高所得者の年金給付の在り方についても検証するとしています。上記会議資料によれば、「年金支給開始年齢の引上げは行うべきではない」とし、「年金受給開始の時期を自分で選択できる範囲は拡大を検討する」としています。また、継続雇用年齢の引上げとともに、来夏に決定予定の実行計画において具体的制度化

の方針を決定し、厚生労働省の労働政策審議会の審議を経て法律案提出を検討するとしています。

◆ 「人生100年時代」を見据え健康寿命を延ばす取組みも強化

政府は、中長期での社会保障費の削減に向け、健康寿命を延ばす取組みも強化します。健診や保健指導の実施率を引き上げ、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍を2022年度までに08年度比で25%減らすことを目指すとしています。

発生件数・死者数とも最多～12月は交通事故に要注意！

◆ 交通事故回避への意識づけ

年末年始を前に何かと慌ただしい12月は、例年、交通事故発生件数も交通事故による死者数も、1年を通して最多となる月です。

通勤や業務で車を使う従

業員に対しては、改めて交通事故回避のための意識づけを行うことが大切です。

◆心がけたい「ゆとりある運転」

忙しいと、運転からつい注意がそれてしまったり、焦るあまり安全確認を怠ったりして、事故を起こす危険性が高くなります。実際に、警察庁交通局「交通事故統計（平成28年11月末）」によると、12月は、他月に比べ、脇見運転や安全不確認など、安全運転義務違反による交通事故が多くなっています。

また、交通量自体が多くなるシーズンでもあるため、計画通りに運転が進まずにイライラや焦りが募って、運転が雑になってしまうこともあります。

ゆとりある走行計画を立て、余裕を持って運転するように指導しましょう。

◆「車の冬支度」をお早めに

営業等で降雪・積雪が予想される地域で車を運転する予定がある場合は、タイヤ交換やチェーンの準備などを至急行いましょう。

◆「飲酒運転撲滅」のための対応を

また、12月は忘年会など飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念される場所です。ちょっとした気の緩みが飲酒運転につながりますので、改めて注

意喚起しておきたいものです。

1月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
※ただし、6ヵ月ごとの納付の特例を受けている場合には、30年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～当事務所より一言～
平成31年の始まりです。今年も年号も変わります。社労士オフィス.KANとしては、気合を入れて、悔いのない1年になるよう初めから頑張っていきます。どうぞ宜しくお願い致します。